



## 《会計・税務の知識》消費税の延滞税還付と還付加算金

### 1. 延滞税の還付

中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうちその還付金に相当する部分に対する金額（次の①から②を控除した金額）が併せて還付されます（消 53②、消令 69）。ただし、還付加算金は計算されません（消 53⑤）。

① 中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税の額の合計額

② 当該中間納付額（還付金で充当される部分を除く。）のうち、次の順序によりその課税期間の納付すべき消費税額（充当をされる消費税額がある場合には、当該消費税の額を加算した金額）に達するまで順次求めた各中間納付額につき計算される延滞税の額の合計額

- (イ) 当該中間納付額のうち、その法定納期限の早いものを先順位とする。
- (ロ) 法定納期限を同じくする中間納付額のうち、確定の日の早いものを先順位とする。
- (ハ) 納期限及び確定の日を同じくする中間納付額のうち、その納付の日の早いものを先順位とする。

### 例) 還付される延滞税額

事業年度：H20. 4. 1～21. 3. 31

確定申告書：納付すべき税額 2,000,000 円

中間納付額：9,000,000 円

第1期 3,000,000 円 (8/31 期限)

第2期 3,000,000 円 (12/1 期限)

第3期 3,000,000 円 (2/28 期限)

中間納付額の還付金額：7,000,000 円

#### ① 第2期の税額を12/26に納付した場合

- ・当初納付した延滞税 9,600 円 (12/2～26)
- ・納付すべき延滞税額 0 円
- ・還付される延滞税額 9,600 円

#### ② 第1期の税額を9/15に納付した場合

- ・当初納付した延滞税 5,700 円 (9/1～15)
- ・納付すべき延滞税額  
2,000,000 円 × 4.7% × 15/365 = 3,800 円

・還付される延滞税額

5,700 円 - 3,800 円 = 1,900 円

### 2. 還付加算金

国税の納付遅延に対する延滞税との権衡等から、還付金には原則として利息に相当する還付加算金が加算されます。

還付加算金の額 (\*1)

= 還付すべき金額 (\*2) × 割合 × 計算期間 / 365

\*1 100 円未満、全額 1,000 円未満切捨 (通 120③)

\*2 1 万円未満、全額 1 万円未満切捨 (通 120④)

#### (1) 還付すべき金額

中間納付額の還付については、その法定納付期限の遅いもの、確定の日の遅いもの、納付の日の遅いものの順に、還付金の額に達するまで遡って求めた各中間納付額を還付すべき額とします (消令 69②)

#### (2) 割合

原則として年 7.3% の割合で計算されます (通 58①)。ただし、各年の特例基準割合 (前年 11 月末日時点の日本銀行の基準割引率 + 4%、0.1% 未満の端数切捨) が年 7.3% に満たない場合には、その特例基準割合とされます (措 95)。なお、21 年はこの特例により 4.5% で計算されます。

#### (3) 計算期間

納付の日 (法定納期限前である場合には法定納期限) の翌日から還付の支払決定日又は充当日 (充当日前に充当適状日がある場合には、その充当適状日) までの期間をいいます (通 58①)。充当適状日とは、原則として、充当される国税の法定納期限と還付金等が発生した時とのいずれか遅い時 (通令 23①) をいいます。